

奈良県教育委員会告示第二十二号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を奈良県指定史跡に指定する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘匡

名称	所有者・住所	地域
達磨寺石塔埋納遺構	達磨寺 北葛城郡王寺町本町二丁目一番四〇号	北葛城郡王寺町本町二丁目四六〇七番一の一部